

学校法人愛知学院職務発明等に係る補償金の取扱内規

平成 22 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この内規は、学校法人愛知学院職務発明等規程（以下「規程」という。）第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）における職務発明等の補償金の取扱いについて定めるものとする。

(補償金の種類)

第 2 条 規程第 8 条により特許等を受ける権利を本学院に承継させた発明等を行った職員等（以下「発明者」という。）に対し、本学院が支払う対価は、次に掲げる補償金とする。

(1) 出願補償金

(2) 実施補償金

(出願補償金)

第 3 条 本学院は、規程第 5 条第 4 項の規定による特許等の出願を行ったときは、当該発明者に対し、出願 1 件につき 10,000 円を出願補償金として支払う。

(実施補償金)

第 4 条 本学院が、職務発明に係る発明等（出願中のものを含む。以下同じ。）について、実施権の設定許諾をし、又は譲渡することにより、収入を得た場合は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの総収入について、特許出願、維持費及び仲介者手数料等に要した実費を控除した金額の 3 分の 1 に相当する額（千円未満切り捨て）を当該発明者に対し、実施補償金として支払う。ただし、当該発明者の所在が確認できず、又、当該発明者からの請求がなかった場合は、この限りではない。

(転退職又は死亡した発明者の補償金)

第 5 条 発明者に対する補償金の支払いを受ける権利は、発明者が転退職した後においても存続する。

2 補償金を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、その者の相続人がその権利を承継する。

(支払方法)

第 6 条 本学院は、補償金を受ける権利を有する発明者が 2 人以上あるときは、その発明者全員で合意した持分の割合に応じた補償金を支払う。持分の合意がなされていないときは、持分の割合は等分と推定する。

2 本学院が所有する特許等を受ける権利又は特許権を他に譲渡して得た収入はこれを実施料とみなし、発明者に支払う補償金については、第 4 条の規定を準用する。

3 本学院は、職員等と共同して発明を行った職員等以外の発明者に対し、職員等に準じて補償金を支払うことができる。

4 外国出願を行った場合は、第 2 条に定める出願補償金を発明者に別途支払うものとする。ただし、複数国に出願した場合であっても、1 件の出願として取り扱うものとする。

(届出)

第7条 発明者は、住所又は所属に変更があったときには、速やかに研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課に届け出なければならない。転退職した場合も同様とする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は学内理事会の承認を経て、研究推進・社会連携課が行う。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

この内規は、平成22年9月1日から施行する。

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

この内規は、令和5年4月1日から施行する。